

【会費等納入規程】

第1章 総則

第1条 この規程は、定款第7条の入会金及び会費の納入について必要事項を定めるものとする。

第2章 会費

第2条 前条の入会金及び会費は、次のとおりとする。

正会員

- (1) 入会金 10,000円
- (2) 再入会金 10,000円
- (3) 会費 6,000円（年額）

賛助会員

- (1) 会費 20,000円（年額）

第3条 入会金及び会費納入は、本会指定の納入方法に従い収めるものとする。

第4条 会費納入期限は、当該年度の9月30日とする。ただし、新入会及び年度途中の入会者についてはこの限りではない。

第3章 会費免除

（名誉会員の免除）

第5条 定款第5条による名誉会員は、会費の納入を免除する。

（会費の終身免除）

第6条 表彰規程第2条第1項3号に該当する会員で、公益社団法人日本診療放射線技師会の会費等納入規程第8条に該当する会員は、本会に30,000円納付することにより、満60歳の翌年度以降の会費を終身にわたって免除されるものとする。

（長期療養者等の免除）

第7条 会員が療養のため1年以上離職した者は、申請により会費免除の扱いを受けることができる。

- 2 会員が出産・育児・介護・災害等のやむを得ない事情による場合には、申請により会費免除の取扱いを受けることができる。

第8条 本規程に基づき会費の免除扱いを受けようとする者は、その旨を本会に申請し理事会の承認を受けるものとする。

- 2 理事会は第1項の可否及び期間を決定し、その内容を申請者に通知するものとする。
- 3 第7条による会費の免除は、2年を超えないものとする。

第4章 改廃

第9条 この規程の改廃は、理事会にはかり、総会の承認を得る。

附 則

1 この規程は、一般社団法人長崎県診療放射線技師会の設立の登記の日から施行する。